

岡 公 建 第 5 1 号  
令 和 5 年 4 月 2 1 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年11月、12月実施工事監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

工事監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年11月、12月実施分）

公共建築課

（岡山市南区備蓄倉庫新築工事）

指摘事項

○ 当該工事における内部統制について

当該工事の設計段階において、内部統制が十分機能しておらず、工事数量総括表と設計図の確認が不十分であったため、鉄筋に関する両者の整合性がとれていないまま工事発注した結果、最終実施数量が設計時から大幅に増加していることが認められました。

当該工事については、改めて設計書や設計図等を十分精査した上で、安全かつ適正な施工に努めてください。

なお、今後、公共工事の実施に当たっては、設計書、設計図等の確認を十分に行い、契約、施工管理、検査等、完成に至るまで、内部統制機能を発揮して、適正な管理、監督を行うよう努めてください。

改善措置状況

昨年度までは工事において同じ用途の建築物が本市にない場合、類似の用途でチェックしていましたが、令和5年度からは同じ用途の工事事例が本市にない場合、他都市に照会をし、同じ用途のデータをもとに、より精度の高いチェックを行います。さらに積算成果物を受け取る際には、新たに作成したチェックリストに沿って設計者にヒアリングを行い、市監督員と設計事務所の双方で、成果物の内容をしっかり確認することで計上もれがないよう改善を図りたいと考えています。